

神戸市職員信用組合のセキュリティポリシー

1. 目的

当組合のセキュリティポリシー（以下「本規定」という）は、以下の実践により、当組合の社会的信用の保持と経営の安定に資することを第一義の目的として制定する。

- （１）全ての役職員（外部委託先の社員、嘱託職員、アルバイト等含む）が当組合の情報資産（情報および情報システム）に内在するリスク・脅威を認識し、安全対策への意識の高揚を図る。
- （２）情報資産に対する適切な安全対策を施し、厳正に取扱い、目的外の利用や不測の被害を排除する。
- （３）組合内においては、情報を積極的に共有化し、創造的かつ効果的に活用する。

2. 位置付け

本規定は、当組合の情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本方針を定めるものである。

3. 定義

本規定における定義は次のとおり。

（１）情報

当組合に関連する全ての情報をいう。

（２）情報システム

情報を電磁的に処理するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体他、これらを運用・管理するための一切の資源をいう。

（３）情報資産

情報資産は、情報と情報システム、ならびにそれらが正当に保護され使用され機能するために必要な要件の総称である。

（４）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

- ・機密性 アクセス権を持たない者からのアクセスを防止し、情報資産の機密性の保持や漏洩を防止すること。
- ・完全性 故意や過失、災害などにより情報資産に誤った情報が混入したり破壊されたりしないようにすること。
- ・可用性 故意や過失、災害などによるシステムの停止を防止し、可

能な限りサービス利用可能とすること。

4. 範囲

本規定は、当組合業務に関わる全ての役職員（外部委託先の社員、嘱託職員、アルバイト等含む）、情報資産、および業務等に適用される。

5. 義務

全ての役職員（外部委託先の社員、嘱託職員、アルバイト等含む）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用にあたってはセキュリティポリシーを遵守するものとする。

6. 管理体制

当組合の情報資産について、適切に情報セキュリティ対策を推進・管理するための体制を確立するものとする。

7. 情報資産へのアクセス

当組合は、情報資産がその目的に沿って適切に使用されるよう、正当な必要性に基づくアクセスのみを許可する。

当組合はこのために必要な時間、資源を投入し、ハードウェア・ソフトウェア、ネットワーク、各種のデータ媒体等へのアクセスを管理・監視する。

8. 物理的対策

情報システムを設置する施設への不正な立ち入り、情報資産への損傷・妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

9. 外部委託

情報システムの開発・運用にかかわる外部委託に関しては、必要なセキュリティ要件を記載した契約書による契約を締結する。委託部門は、委託先において必要な安全対策が確保されていることを確認しなければならない。

10. 危機管理

情報システムにおける障害発生時及び緊急時の対応は、別に定める当組合「コンティンジェンシープラン」による。

11. 情報資産に関する法令等の遵守

全ての役職員（外部委託先の社員、嘱託職員、アルバイト等含む）は、職務の遂行において使用する情報資産に関連する法令等を遵守し、これに従う。関連す

る法令等の周知は各課役席者がその責を負い、コンプライアンス統括部署（神戸市職員信用組合組織・職制規程に定める）がこれを支援する。

12. 適用の例外

当組合の業務活動において、本規定に定める各種セキュリティ方針等が以下に示す特定の条件、状況下において例外的に適用されない場合がある。

- （１）人命に関わる緊急時、または災害時等
- （２）社会的正義に関わる場合（司法からの要請等）
- （３）既存システムにおいて技術的、運用、およびコスト面等により適用が困難である場合等

こうした場合も、総務部事務管理課に必ずその事態を報告し、総務部長の承認を得た上で運用しなければならない。ただし、人命に関わる緊急・災害時においてはこの限りではない。

- 付則
- 1. 本規定は平成 16 年 2 月 13 日より施行する。
 - 2. 本規定を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

- 付則
- 1. 本規定は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

- 付則
- 1. 本規定は、平成 24 年 11 月 16 日より施行する。